

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
不利益処分名	生涯福祉センターの目的外使用許可の取消し	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	地方自治法 第238条の4第9項	
連 絡 先	(電話 621-5175)	
処 分 基 準	地方自治法 第238条の4 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供する必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)